

## 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析について

## 1 目的

保護観察所における性犯罪者処遇プログラムは、平成18年9月1日から実施されているところ、現時点においてその処遇効果を検証し、保護観察の一層の充実強化を図る必要があることから、本分析を行うこととしたものである。

なお、平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議において決定された「再犯防止に向けた総合対策」第3の1の(5)においても、実証研究に基づいて性犯罪者に対する効果的な指導・支援を実施することとされている。

## 2 対象及び方法

平成19年9月1日から平成23年12月末日までに保護観察を開始し、かつ、コア・プログラムを修了した性犯罪者3,838人（仮釈放者2,528人、保護観察付執行猶予者1,310人。以下「受講群」という。）と平成18年4月1日から平成18年8月31日までに保護観察を開始し、本プログラムが導入されていなかったため、コア・プログラムを実施していない性犯罪者410人（仮釈放者285人、保護観察付執行猶予者125人。以下「非受講群」という。）を対象とし、受講群と非受講群の再犯の発生状況を追跡調査して、両群の再犯率の相違を統計的に検証した。

分析の方法については、釈放後の経過期間に相違があることなどに鑑みて、保護観察開始後再犯に至るまでの期間を経過期間とする生存分析（カプラン・マイヤー法）を行った。

## 3 結果

## (1) 全ての再犯についての分析

全ての再犯について見ると、仮釈放者についても、保護観察付執行猶予者についても、受講群は非受講群よりも推定再犯率が有意に低かった（表1）<sup>注</sup>。

表1 全ての再犯についての4年経過時点の推定再犯率

	人数	推定再犯率		$\chi^2$ 値	p 値
		受講群	非受講群		
仮 釈 放 者	2,813	22.6%	30.0%	5.01	.025*
保護観察付執行猶予者	1,435	22.0%	35.6%	12.00	.001***

\* $p < .05$ , \*\*\* $p < .001$ 

## (2) 性犯罪の再犯についての分析

性犯罪の再犯について見ると、仮釈放者についても、保護観察付執行猶予者についても、受講群は非受講群よりも推定再犯率が有意に低かった（表2）<sup>注</sup>。

表 2 性犯罪の再犯についての 4 年経過時点の推定再犯率

	人数	推定再犯率		$\chi^2$ 値	p 値
		受講群	非受講群		
仮 釈 放 者	2,813	15.5%	21.6%	5.09	.024*
保護観察付執行猶予者	1,435	17.9%	33.3%	18.89	.00001***

\* $p < .05$ , \*\*\* $p < .001$

### (3) 性犯罪の再犯についての本件罪種別の分析

性犯罪の推定再犯率を本件罪種別に見ると、「強制わいせつ」の区分と、下着窃盗、露出、窃視、児童買春等が含まれる「その他」の区分について、受講群は非受講群よりも推定再犯率が有意に低かった（表 3）<sup>注</sup>。

表 3 性犯罪の再犯についての 4 年経過時点の推定再犯率（罪種別）

	人数	推定再犯率		$\chi^2$ 値	p 値
		受講群	非受講群		
強 姦	1,264	9.5%	12.6%	1.18	.277
強 制 わ い せ つ	1,531	16.7%	25.8%	5.23	.022*
そ の 他	1,390	22.5%	35.0%	11.01	.001***

\* $p < .05$ , \*\*\* $p < .001$

## 4 結論

分析の結果、本プログラムが全ての犯罪と性犯罪の両方の再犯防止に一定の効果を挙げていることが示唆された。本プログラムを引き続き実施していくことによって、再犯防止を図ることが適当である。

特に、「強制わいせつ」や「その他」の罪種において、本プログラムの受講が再犯の防止に一定の効果があることが示されたが、犯罪内容によって、本人の性格、認知のゆがみ、生活態度等の問題には異なる特徴があることから、更に分析を加え、その結果を踏まえて本プログラムの実施内容を引き続き検討していく必要があると考えられる。

なお、刑事施設における性犯罪者処遇プログラムの受講の有無等を加味した分析を行うこと、本プログラムのどの要素が再犯防止に効果的に作用したのかを多角的に分析することなどは、今後の課題である。

注 生存分析を行い、両群の相違を検証するために Log Rank 検定を行った。